

「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制について（論点）

（1）基本的な考え方

- ・ 待機児童がいる自治体や都市部周辺に対しては、引き続き保育ニーズに対応するための受け皿整備等が必要ではないか。
- ・ 「こども誰でも通園制度」の実施に伴う受け皿整備や人材確保が必要ではないか。
- ・ 主として、人口減少地域を念頭に、多機能化や地域共生の観点での支援や、地域における子育ての拠点として施設機能維持が必要ではないか。
- ・ 保育人材の確保に総合的に取り組んでいく必要があるのではないか。

（2）主な個別論点

①受け皿整備について

- ・ 「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備目標を設定が必要ではないか。
- ・ 待機児童解消のための認可保育所等の整備目標（新子育て安心プランでは14万人分）についてはどう考えるか。
※令和5年4月1日現在の待機児童数：2,680人

②人材確保について

- ・ 保育DXを含めた働きやすい職場の環境づくり、新規資格取得支援、潜在保育士も含めた就業支援、保育の魅力発信などに総合的に取り組んでいく必要があるのではないか。
- ・ 保育士、保育補助者、保育支援者の役割分担の在り方の整理が必要ではないか。

③人口減少地域における拠点としての施設機能の維持

- ・ 人口減少地域でのこどもの育ちに焦点を当て、多機能化や多世代共生など、地域共生社会を実現するための観点を踏まえ、拠点としての施設の機能や役割、支援策についてどう考えるか。

令和5年4月の待機児童数調査のポイント

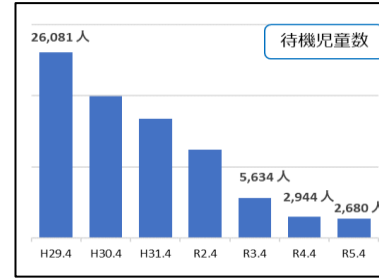
① 待機児童の状況

待機児童数：2,680人

(対前年▲264人)

※調査開始以来、
5年連続で最少

- ・約**86.7%**の市区町村（1,510自治体）で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**6自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R5年度	1,510 86.7%	225 12.9%	6 0.3%	0 0.0%
対前年	21	▲17	▲1	▲3
R4年度	1,489	242	7	3

② 待機児童数について

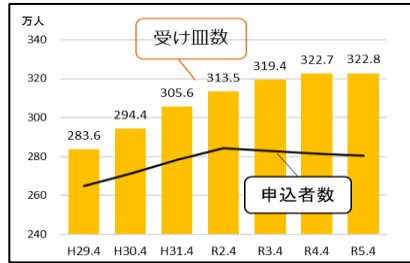
令和5年4月の待機児童数については、

- ・ **保育の受け皿拡大**
- ・ **就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・ **特定の地域で申し込みが集中するなど保育需要の偏り**
- ・ **保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,680人（対前年比▲264人）となった。



③ 今後の見込み

令和5年4月の保育ニーズ（申込者数）は減少したものの、

- ・ **女性就業率（25～44歳）の上昇傾向**
- ・ **共働き世帯割合の増加**
- ・ **被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容**
- ・ **新型コロナウイルス感染症流行からの利用控えの解消**

⇒ などによる保育ニーズ（申込者数）については、引き続き注視が必要。

今後の取組方針

- 令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 待機児童がいる自治体の傾向及び今後の対応としては、
 - ①待機児童数を大きく減らしているが、いまだ多くの待機児童がいる自治体に対しては、引き続き、受け皿の確保が進むように支援していく、
 - ②また、待機児童が多く、且つ一定数で留まっている自治体については、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて、**丁寧にヒアリング等を行い、自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む、
 - ③なお、待機児童が解消された自治体においても、一時的に保育ニーズが高まり、待機児童が急増する事例も見受けられることから、注視が必要である。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所等の多機能化を進める**。

令和5年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（R5～R6は見込み）

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量【実績】	2.5万人	0.3万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量【見込み】	4.6万人	1.2万人
4か年合計の必要見込み量	8.5万人	
(参考) 新子育て安心プラン (R2.12公表)	約14万人	

新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日
公表

○ **令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ **新子育て安心プランにおける支援のポイント**

① **地域の特性に応じた支援**

○ **保育ニーズが増加している地域への支援**

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ **マッチングの促進が必要な地域への支援**

- (例)
- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援の拡充**
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・ **巡回バス等による送迎に対する支援の拡充**
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ **人口減少地域の保育の在り方の検討**

② **魅力向上を通じた保育士の確保**

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ **地域のあらゆる子育て資源の活用**

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・ **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**